

第三十号様式(会計帳簿の様式)(第二十二条関係)

1 収入簿

月 日	金額又は見積額	種 別	寄 附 を し た 者			金銭以外の寄附及びその他の収入の見積の根拠	備 考
			住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
	円						
合 計							

備考

- 1 この帳簿には、選挙運動に関するすべての寄附及びその他の収入を記載するものとする。
- 2 債務の免除、保証その他金銭以外の財産上の利益の收受については、その債務又は利益を時価に見積った金額を記載するものとする。
- 3 寄附及びその他の収入が金銭以外のものであるときは、「金銭以外の寄附及びその他の収入の見積の根拠」の欄にその員数、金額、見積の根拠等を記載するものとする。
- 4 寄附の中金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付の約束は、その約束の日の現在において記載するものとし、その旨並びにその履行の有無及び年月日等を「備考」欄に記載するものとする。
- 5 「種別」の欄には寄附金とその他の収入との区別を明記するものとする。
- 6 前各号に定めるものの外、出納責任者において必要と認める事項を記載することができる。

2 支出簿

月 日	金 額 又 は 見 積 額			支出の目的	支 出 を 受 け た 者			金銭以外の支出の見積の根拠	支出をした者の別	備 考
	金銭支出	金銭以外の支出	合 計		住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業			
	円	円	円							
合 計										

備考

- 1 この帳簿には、選挙運動に関するすべての支出を記載するものとする。
- 2 この帳簿には、(一)立候補準備のために支出した費用 (二)選挙運動のために支出した費用の二科目を設けて(又は各々分冊して)記載し、「支出をした者の別」の欄に、出納責任者の支出、候補者の支出、その他の者の支出の別を明記するものとする。
- 3 この帳簿の各科目には、(一)人件費 (二)家屋費((イ)選挙事務所費 (ロ)集合会場費等) (三)通信費 (四)交通費 (五)印刷費 (六)広告費 (七)文具費 (八)食料費 (九)休泊費 (十)雑費の費目を設けて、費目ごとに記載するものとする。
- 4 金銭の支出をしたときは、「金額又は見積額」欄中「金銭支出」の欄に記載し、財産上の義務を負担し、又は建物、船車馬、飲食物、その他の金銭以外の財産上の利益を使用し、若しくは費消したときは、「金銭以外の支出」の欄に時価に見積った金額を記載し、その都度あわせて合計を記載するものとする。
- 前項の場合において「金銭支出」と「金銭以外の支出」とは、別行に記載するものとする。

- 5 支出が金銭以外の支出であるときは、「金銭以外の支出の見積の根拠」の欄にその員数、金額、見積の根拠等を記載するものとする。
- 6 「支出の目的」の欄には、支出の目的(謝金、人夫賃、家屋贈与等)、員数等を記載するものとする。
- 7 支出の中金銭、物品その他財産上の利益の供与又は交付の約束は、その約束の日の現在において記載するものとし、その旨並びにその履行の有無及び年月日を「備考」欄に記載するものとする。
- 8 専ら在外選挙人の投票に関してする選挙運動で国外においてするものに関する支出については、その旨を「備考」欄に記載するものとし、当該支出の合計を記載するに当たっては、これ以外の支出と区別し、外書として括弧を付して記載するものとする。
- 9 選挙運動に係る公費負担対象支出(選挙運動用通常葉書、ビラ若しくはポスターの作成、選挙事務所、選挙運動用自動車等若しくは個人演説会場の立札及び看板の類の作成又は政見放送のための録画等に係るもの)については、「備考」欄にその旨を記載するものとする。
- 10 前各号に定めるものの外、出納責任者において必要と認める事項を記載することができる。